

Q

玉突き事故で住宅の門塀を壊したら？

相談者の気持ち



車を運転中、後ろの車に追突された勢いで沿道の住宅に追突し、門塀を壊してしまいました。私の車も追突の衝撃でへこんでいます。門塀の補償と私の車の補償はどうなるのでしょうか？

菅原 修 Sugawara Shu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。
協力：萩谷 雅和（萩谷法律事務所）

A

本件で問題となるのは、①住宅（門塀）の所有者、②相談者、③相談者の車に追突してしまっただ運転者（後続車両の運転者）の三者間において、門塀と車の修理費用相当額の損害賠償責任（民法 709 条）を誰が負うのか、そして誰が加入している保険により補償するのかです（各自が火災保険の特約や自動車保険に加入していることを前提とします）。

それでは、三者間において誰が損害賠償責任を負うのでしょうか。ここで重要なのは、誰にどの程度の過失（不注意）があるかです。住宅（門塀）の所有者に過失がないことは明らかですから、相談者、後続車両の運転者の過失についてみてみましょう。

本件のような玉突き事故では、基本的に、後ろから追突した運転者に 100% の過失が認められます。なぜなら、車の運転者には十分な車間距離を保つ義務があり、当該義務を守って十分な車間距離を保っていれば、追突を回避することができたと考えられるからです。

例外的に、追突された運転者の運転や停止の態様に問題があり、追突の原因となった場合には、追突された運転者にも過失が認められることがあります。具体的には、蛇行運転や急ブレーキなどが追突の原因となった場合、追突された運転者にも過失が認められます。

本件では、相談者に前記のような過失がない場合、後続車両の運転者に 100% の過失が認められますので、門塀と車の両方について、後続車両の運転者が修理費用相当額の損害賠償責任を負います。この場合、実際の支払いは、後続車両の運転者が加入している自動車保険（対物賠償責任保険）から行われます。なお、後続車両に生じた物損は、後続車両の運転者自身が加入している自動車保険（車両保険）から補償を受けることとなります。

他方、相談者に過失がある場合、相談者と後続車両の運転者は、その過失割合（互いの過失の度合い）に応じて損害賠償責任を負います。この場合、住宅（門塀）の所有者は、門塀の修理費用相当額を相談者と後続車両の運転者に対して請求し、この 2 人が加入する自動車保険（対物賠償責任保険）から、それぞれ過失割合に応じた補償を受けることとなります。また、相談者は、車の修理費用相当額の一部、つまり損害全額から自らの過失割合分を差し引いた金額を後続車両の運転者に対して請求し、その限度で後続車両の運転者が加入している自動車保険（車両保険）から補償を受けることとなります。そして、相談者自身の過失割合分の損害については、自らが加入している自動車保険（車両保険）から補償を受ける必要があります。